

# 『障害者及び高齢者団体等のバス借上補助事業』ご利用案内



対象団体【区分1】市内の福祉施設・団体で障害者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）と施設職員など介助者が構成員の2/3以上の障害者団体

【区分2】市内在住・在勤者で構成される団体で構成員の2/3以上が65歳以上の高齢者団体

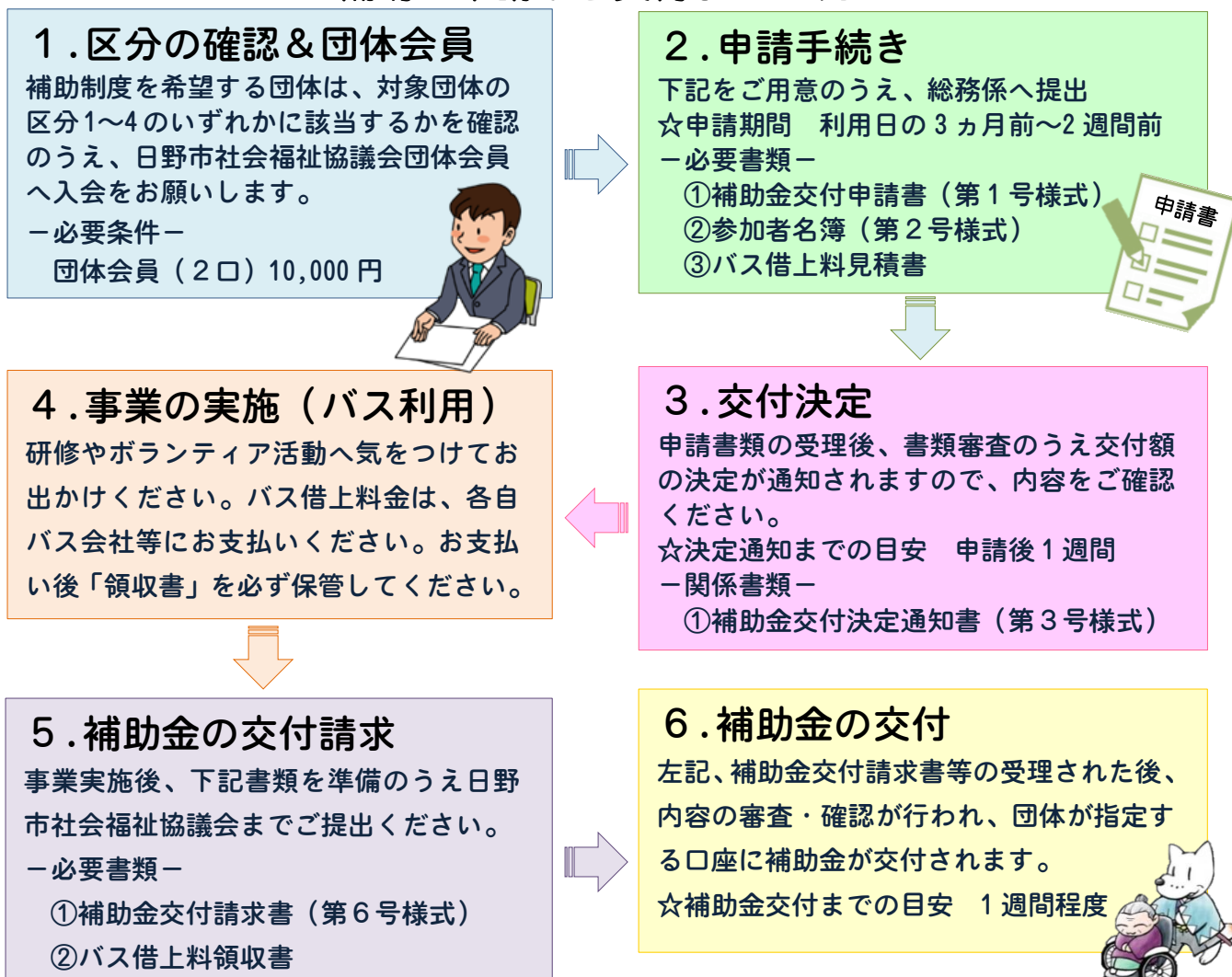
【区分3】市内在住・在勤者で構成される団体のうち、社会福祉活動・地域活性化活動ならびに児童の健全育成などを目的とする団体

【区分4】その他、会長が特に必要と認められる団体

対象団体	補助率	限度額	交付回数
障害者団体（区分1）	補助対象経費の1/2※	上限30,000円	6回
高齢者団体（区分2）		*リフト付きバス利用の場合 上限40,000円	4回
市内の福祉活動団体（区分3）	補助対象経費の1/4※	上限20,000円	2回
その他の団体（区分4）		*リフト付きバス利用の場合 上限30,000円	1回

※100円未満は切り捨てとなります。

## ..... 補助金申請から交付までの流れ .....



\* 交付決定後、補助金額に変更が生じる（生じた）場合は、『補助金交付変更承認申請書（第4号様式）』が必要になります。